

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、毎年度、財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告するとともに、町民の皆さんに公表することが義務となっています。

1 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標で、この比率がそれぞれ「早期健全化基準」を超えると財政健全化計画を作成しなければならず、更に「財政再生基準」を超えると財政再生団体に転落します。

本町は、次のとおり4つの比率とも早期健全化基準を下回っています。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	黒字	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	黒字	20.0%	30.0%
実 質 公 債 費 比 率	5.9%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	将来負担額なし	350.0%	

※将来負担比率の「財政再生基準」の設定は、ありません。

①実 質 赤 字 比 率 ～ 標準財政規模に対する一般会計の実質赤字額の割合

②連結実質赤字比率 ～ 標準財政規模に対する全会計の実質赤字額の割合

③実質公債費比率 ～ 標準財政規模に対する一般会計が負担する借入金の返済額等の割合

④将 来 負 担 比 率 ～ 標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債等の割合

※標準財政規模 ～ 標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額（事業の補助金や地方債は含みません）

2 令和3年度決算に基づく資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計の健全性を判断する指標で、経営健全化基準を超えると経営健全化計画を作成しなければなりません。

本町は、次のとおり資金不足はありません。

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
簡 易 水 道 事 業 会 計	資金不足なし	20.0%
農業集落排水事業特別会計	資金不足なし	

資金不足比率 ～ 公営企業会計における事業規模（事業収入）に対する資金不足額の割合

【財政健全化法の概要】

■ 健全化判断比率

地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査後、議会に報告し公表しなければなりません。

健全化判断比率のいずれかが、基準を超えると以下の計画を定めなければなりません。

1 財政の早期健全化（財政健全化団体）

財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、公表するとともに、北海道知事への報告が必要です。実施状況は、毎年度議会に報告し、公表することになります。

また、財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は北海道知事から勧告を受けることとなります。

2 財政の再生（財政再生団体）

財政再生計画

健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を議会の議決を経て定め、公表するとともに、総務大臣へ報告し同意が必要です。実施状況は、毎年度議会に報告し、公表することになります。

財政再生計画に総務大臣が同意しなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなります。

また、財政の運営が財政再生計画に適合しないと認められるときは、総務大臣から予算の変更等必要な措置を受けることとなります。

■ 公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査後、議会に報告し公表します。

経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。仕組は健全化判断比率の早期健全化基準と同じです。